

平成 29 年度 第 3 回日進市男女平等推進審議会議事録要旨

日 時 平成 30 年 2 月 27 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分  
 場 所 市役所南庁舎 2 階 第 5 会議室  
 出席委員 中島美幸、可児康則、吉田真砂、山本真理子、蛭牟田弘樹、安形典子、  
 水谷有志、福田有輝、原真理子、菅沼成明、水藤芳枝 (敬称略)  
 欠席委員 無  
 事務局 石川雅之 (市民協働課長)、森部江美 (同課男女平等推進係長)、  
 武田裕子 (同係主任)  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 有 (1 名)  
 協議事項等  
 (1) につきんの表現指針 (ことば編) の改定について  
 (2) その他

議事及び発言内容

発言者	内 容
	1 開会
事務局	開会を宣す。
	2 あいさつ (市民協働課長)
事務局	以降の議事の取り回しを会長に依頼。
会長	あいさつ
会長	傍聴者の確認。
事務局	傍聴の申し出有り。
会長	次第に沿って進行。
会長	1 議題(1) につきんの表現指針 (ことば編) の改定について事務局よりお願いします。
事務局	本市では男女共同参画社会の構築の一環として、表現指針を作成。現行の表現指針を平成 30 年度に改定したいと考えており、本日は、その一部の「ことば編」について協議していただきます。なお、現行の表現指針は内容が細かいため「市職員向け」とします。平成 30 年度には、表現指針の一部の「イラスト編」及び、「市職員向け」から普段の生活に密着している言葉等を抜粋した「市民向け」をご協議いただきます。 <変更点> ・性の差別だけではなく「多様なあり方」を表現。 ・対象については、ホームページや SNS についても加え、写真や映像、音声に対しても配慮を求めた。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者についての説明と表現指針を掲載。</li> <li>・Q&amp;A表現を新規に追加。他課から受けた質問や以前からあったトイレ表示に関する指針を掲載。</li> <li>・情報発信前のチェックシートには、性的少数者の方への配慮含め、性別の記載が必要かどうかを問う内容を掲載。</li> </ul>
会長	今回の審議では、ガイドラインが職員に相応しいかという観点及び、SNSや性的少数者の方への言及などにもご意見をいただきたいと思います。
会長	<p>「未亡人」の言い換え表現について、「故〇〇さんの妻」とありますが、これは「夫を亡くした人」という表現で通じると思います。</p> <p>言葉は変化していくものなので、社会が変わり皆が認知すれば、その言葉は違和感なく落ち着きます。配偶者が亡くなってからも「〇〇さんの妻」と表現されるのではなく、もう少し女性の方が主体的な表現でもいいのでは。</p>
委員	別に「未亡人」を使用していないのではないのでしょうか。
会長	「未亡人」は漢文調で、「未だ亡くならざる人」となります。
委員	夫が亡くなっても妻の存在は夫が決める、という表現だから望ましくないということですね。
副会長	そもそも行政の文書のこういった場面で使われますか。
委員	使用しないのでは。この言葉は、「人を規定するときにカップルが当たり前」という考えが前提になりますから。
会長	ただ、市民の方との会話に出てしまうことはないのでしょうか。
副会長	これまでの表現で書かれている「未亡人」「後家」は不特定の人を表現しているのに、望ましい表現で書かれている「故〇〇さんの妻」は具体的に特定されているので、言い換えにはなっていないと思います。
会長	「夫を亡くした人」あたりが、対の表現ではないのでしょうか。
委員	市民は「未亡人」というのを、「本来殉死すべきなのに生き残ってしまった人」というようには思わず、単に「夫を亡くされた方」だと思っただけでは。「未亡人」は抽象的な表現であり、人を侮辱したような概念はないので、神経質にならなくてもいいのでは。適切な言葉を探し出せたらいいのですが。
会長	<p>日本語は表音と表意があり、文字に意味があるため、変えていこうとしています。1999年には「保母・保父→保育士」に、2001年には「看護婦→看護師」となりました。用語を変えることで意識が変わり、ひいては社会が変わっていくということにもなるので、試みは必要かと思います。</p> <p>また日本では、明治以降様々な言葉をつくりました。男女平等の時代に私たちが言葉をつくっていくのもいいのではと思います。へばりついてしまった性差を払拭するために用語を模索し、考えていくことが必要では。</p> <p>「看護師」という用語も定着しました。最初は違和感があるかと思いますが、何気なく無意識に捉えていることを認識化して変えていくということは大きなことかと思います。</p>

副会長	もう「未亡人」はほとんど使わない。それならば「良妻賢母」と同じように「使用しない」とすればいいのでは。実際に表現しなくてはいけなくなったときに、表現する方がこれを使わず、どのように表現するのがいいかを個々で考えるのがいいのでは。この審議会で決めることは難しい。
会長	昔は「未亡人」という言葉の対象は、妻に限らなかつたと聞いています。また、「舅・姑」という言葉は妻方を指していた。それが結婚形態の変化で、夫方が「舅・姑」となっている。時代状況の中で、同じ単語でも変遷します。
委員	「看護師」ですが、広報やポスターなどに「看護師」と表記していますが、「看護婦」と使用しているのを聞きます。根強く残っている。「未亡人」も表記で見かけることはないが、会話では使われています。
委員	「看護師」に関しては違和感がなくなってきました。性別は分からなくてもいいですし、男性も女性も含まれている言葉なのだと理解すればいい。
会長	性別を特定しないということを、こういった表現を通して学んでいくことが大切だと思います。言葉の定着には時間がかかります。
会長	先日「入籍」が新聞に大きく掲載されていました。新聞社に確認したところ、すでに指摘の連絡が何件かあったようで、謝罪していただきました。未だに、新聞でも不適切な表現を使ってしまうという状況に驚いています。
会長	いわゆるLGBTについての理解は職員でも差があると聞いていますので、新規ページとして詳細に記述してあるとのこと。最近ではLGBTに加えてLGBTQという表現も一部にはあります。また蔑称についても、巷ではまだよく耳にします。望ましい表現についても拾っていただいています。「Ally」についても、理解者ということで記載してあります。
委員	日進市は選挙での性別確認などはどのようにされていますか。
事務局	期日前投票の対応も含め、投票所対応については徹底しています。また、選挙の入場券の性別記載も数字表記で「女」「男」とは記されておりません。
事務局	選挙では女性と男性の数を集計しなければいけませんのでカウントしますが、相手に見せないようにと指示されています。
委員	一家の「大黒柱」という表現はだめでしょうか。大事な日本語という気持ちがあります。一家の「大黒柱」が女性の場合もあるので、使用してもいいのではないのでしょうか。
委員	私も使用していいと思います。「家計の担い手」はややこしい表現では。
委員	主夫の方々の話を聞くと、意外とそこにこだわり、自己肯定感を下げている人が一定数います。男性の中に大黒柱信仰は根強く残っている。そこが、男性の生きやすさというか、選択肢の幅を狭めている。
会長	リタイヤした男性の中には、必要以上に自己肯定感を下げている方がいます。現役時代と比べると、年金等の年収は極端に下がる。すると、自分の存在意義がないかのようにおっしゃる。「大黒柱」でなくなったことが大きかったということですね。

委員	収入ということに重きを置くと、そこがなくなったときに、自分の存在意義や価値感が危うくなるようです。
副会長	「大黒柱」という言葉が若い世代の方に伝わるかどうかということもありますし、行政の発行物では「家計の担い手」と表現したほうがよいのでは。
委員	「大黒柱」という言葉は、行政で使いますか。
事務局	インタビューなどを文字に起こした際に使用してしまう恐れがあります。
委員	私は子育て世代でもあるのですが、この審議会に参加することで価値観が大きく変わり、励まされることも多いです。日進市はよく取り組んでいると思いますが、こういったことを若い世代に発信していったら、社会に出て行く勇気も持てるのではないかと感じています。
会長	子育て中のお母さんが社会に出ることに躊躇されていると聞きますか。
委員	男性社会といえますか。結婚・出産・子育てで一度退職し、まだ元気だから働けるかもしれないという声も聞くのですが、具体的にとなると「自分ができるかわからない」となってしまう。勇気が持てればと思うと、もったいないと感じます。
会長	自己肯定感を高めて自分の持てる力を活かしていただいたら、ご本人にとっても、周囲の方にもいいのでは。背中を押してあげられる事業が、市でも展開していただけるといいと思います。
委員	仕事柄、昭和初期や大正生まれの方と毎日接しています。現在では望ましくない表現と理解した上であえて使う場面もあります。ざっくりばらんな話から重要な事柄を拾うことが重要になるためです。 表現指針について、市や準ずる施設での指針ということが分かりました。ただ、新人職員などにこれを渡すだけでは言葉のがんじがらめになってしまう懸念があります。ケースバイケースということもあると思いますので、指針について理解した上で、職務に取り組めるようにしていただきたいと考えます。
会長	たしかに介護など高齢者と接する場合、言葉を含めてその方の生きてきた環境を尊重して対応することは大切なことだと思います。職員は積極的に使用しない上で、ケースバイケースだということ認識して対応していただきたいと思います。
委員	学校教育に携わる身として、表現が変わっていく中で、変遷も理解しながら、時代に即した言葉を、現場の教員も学んで、子どもたちにも伝えたいと思っています。
会長	現場にいらっしゃって、子どもたちから「女のくせに」「男のくせに」などのような言葉は飛び出しますか。
委員	子どもたちはどうしても使ってしまう。表現として一概にだめと否定から入るのではなく、授業などを通して考えさせていくことが大切だと思っています。

委員	普通に使っていた言葉も男女平等に反するものがあつたということに驚きます。そのように使うものだと思込んでいるものもあるかもしれないので、気をつけたい。
委員	「内助の功」は、よくない表現なのですか。今は、性別関係なく仕事につき収入を得るため、女性だけでなく男性側にもいえる言葉です。
会長	「内助の功」は性別役割が固定化した時代の言葉ではないでしょうか。妻が仕事で成功するときに、夫が支えたというときには一般的に「内助の功」は使われないのでは。そういった場合の言葉すらない。言い換えれば「家族の協力」となるのでは。
委員	昔あつた言葉は、それとして尊重すればよいと思います。ただ、「主人」や「主婦」という言葉が変わっていく中で、「内助の功」という表現もなくなっていくのでは。
会長	配偶者（夫）を主人と呼び出したのは明治の終わりか大正の初め頃だつたと思います。それまでは、店の旦那のことを「主人」と言つていた。女性が専業主婦化する中で、配偶者が主人になつていった。「主人」という言葉が広まるのは戦後、むしろ70年代。そのころ、「サラリーマン」（以降、便宜上あえて使用）と自営業や農業の割合が逆転してくる。高度経済成長を経て、個人店主や農業人口も減り「サラリーマン」化し、「専業主婦」と恋愛結婚で結び付くのが団塊の世代。言葉は時代と共に変化している。これからは「主人」や「内助」など上下や内外を表している言葉は消えていくのかなと思います。一時混在する時期があつて、おかしい・おかしくないと思ひも様々になります。
委員	もしかしたら以前は「主人」という言葉も、女性にとっては、「奥様になれる」という意味で、誇らしい言葉だつたかもしれない。
会長	3世代4世代家族の中で「嫁」役をやつていたところから、「サラリーマン」の夫と都市部の文化住宅に住み、夫と子どもの分だけ食事を準備して、一緒に食卓を囲むことができる。その世代にとって「主婦」は「嫁」役から解放されたステータスだつたでしょう。今はそれが変わつてきて、主従関係ではなく対等なのだということです。言葉の背景には社会があり、難しい。
委員	「主婦」は女性・市民等適切に置き換えるとありますが、先日新聞では「主婦」と書いてありました。未だに使われている。
委員	女性だと「主婦」で男性だと「主夫」と理解していましたが、適切ではないのでしょうか。
会長	指針には適切な表現に置き換えるとありますので、市民の方等相手のご意向を汲んでいけばいいのでは。「育メン」という言葉も、過渡期的な言葉であらうと思う。今は積極的に広めていこうとしているので、あえてそういった言葉が使われている。男性も女性と同じように育児に加わっていく時代になれば、そういう言葉もいらなくなるだろう。

委員	「キャリアウーマン」という言葉も、「男性以上に働き転勤もできる」という方を表現していましたが、実際にはあまり使われなかったように思います。
委員	私の周囲では使われていました。
会長	言葉は、それを支える社会の基盤が変わると反転された使い方をされる。「キャリアウーマン」も、最初は肯定的な意味で使われていても、そのうちに「仕事しかしない冷たい女」のように使われていった。「草食男子」も、最初は男らしさにこだわらないといった意味でつくられたようですが、「なよやかな男」のような意味も加味されて、今は両方の意味で使われている感じがします。言葉の意味合いは社会が決めていくので、社会が変わらない限り、言葉も反転してしまうことがあります。今回議論しても、数年後にはまったく違う意味合いで使われて、再度議論が必要になるということも起きてくるかもしれない。そういう意味では、正しい言葉はないのかもしれない。
会長	トイレについては、性別の色分けをしない表示が基本になるのですね。
事務局	マークはJ I Sに準拠したものを使用します。必要がなければ色分けはしませんが、施設の性質に応じて、ラインで色を付けるなどの対応をしていきます。
会長	トイレのマークについて議論したときに、男女の色分けは日本と韓国くらいだった記憶があります。国際的にはシルエットで区別していた。国際的な動きの中で、日進市も動いていくということですね。
会長	2 その他 平成30年度組織改正について 事務局よりお願いします。
事務局	<p>&lt;現状&gt;男女平等推進係  担当：男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業</p> <p>&lt;平成30年度以降&gt;共生共同係  担当：男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業  人権に関する啓発、更生保護団体の支援、人権及び女性相談業務  <u>DV及び性暴力被害専用相談事業（新規）</u>  ※DV相談数が年々増加。今までDV相談は実施していたが専用窓口がなかったため、体制を整え対応。緊急性の高い相談もあるため、配偶者暴力防止法・児童虐待防止法・高齢者虐待防止法に基づく相談窓口と連携をとりながら実施。  連携体制：市民協働課を中心として横のつながりを作りつつ、男女平等推進条例や自治基本条例を基に、市民のニーズや市の現状と条例で目指すものをすり合わせ、事業を実施。  女性・男性だけではなく、多様な個性を活かせる街づくりを進める。</p>
副会長	DV被害を受け助けを求めている方は、圧倒的多数でお子さんがいる方。児童虐待防止法に基づく対応だけだと、被害を受けていた母親をあたかも加害者のように扱ってしまう危険がある。児童虐待防止法だけではなく配偶者暴力防止法を含めた対応をぜひお願いしたい。

事務局	状況に合わせて対応していきます。実態としては、子どもがいない方などは我慢してしまいあまり相談にいらっしゃらない。そのあたりもカバーしたいと考えています。
委員	DVでもあり児童虐待でもある場合の介入の順番は重要。その点を注意するとその後の紛争が早く解決するかもしれないし、子どもにとっても親と離れなくて済みます。
会長	相談窓口の名称は「DV・性暴力被害相談」となるのですか。名称として気軽に相談しやすいのでしょうか。
委員	DV被害の自覚がない方は相談にみえないでしょう。ただ、女性悩みごと相談で被害者を発見してDV相談へつなぐということになるのでは。
事務局	他の相談窓口で発見された場合は、次回以降はDV相談で専門的に相談していただくような流れも考えています。
会長	緊急性のある場合は、別途動いていただけるということで、それ以外は相談日にご相談いただくということですね。
事務局	措置が必要な場合は、対応できる体制を整えていきたいと考えています。
会長	担当係の名称から「男女」が消えてしまいますが、残すことはできませんか。市民の方に見える部分から消えてしまいますので。
事務局	事務分掌には残っています。多様な性を表すということで「共生」という言葉を使用します。
会長	日本の施策を見ていると、人口の約半分いる女性の平等が置き去りのまま、多様性が先に進んでしまったように感じます。
委員	一部には、男女平等と言われることに反発みたいなのがある。すべての人がという考え方で動こうということもあると思います。
会長	ただ日本の場合は、男女平等が進んでいない中で「人権」としてしまうと、「男性の権利」となりかねない。国や県もそうですが、「人権」の「個別課題」として一番掲げているのは「女性」です。やはり女性の問題ははずせないと思います。 決まっていることですので、意見のみお伝えしておきます。
会長	組織改正に伴い担当業務が増えますが、増員ということはあるですか。
事務局	要望はしています。
会長	これだけ業務が増えますので、ぜひ増員を要望してください。
委員	女性の悩みごと相談ですが、毎週木曜日のみで時間も短いように感じますが、いかがですか。
事務局	現状では不足はありません。 表現指針ですが、説明の部分をもう少し丁寧にした方がよいと感じましたので、そういった部分を含め見直したいと思います。
	閉会 (20:30)